

地 基 北 第 143 号  
令和 5 年 11 月 13 日

各 地 方 公 共 団 体 の 長 様  
各 地 方 独 立 行 政 法 人 理 事 長 様

地 方 公 務 員 災 害 補 償 基 金 北 海 道 支 部  
支 部 長 鈴 木 直 道  
( 公 印 省 略 )

令 和 6 年 度 の 概 算 負 担 金 に 係 る 地 方 公 務 員 災 害 補 償 基 金 定 款  
第 17 条 の 3 第 1 項 に 規 定 す る 理 事 長 が 定 め る 率 に つ い て  
( 通 知 )

こ の こ と に つ い て 、 別 添 の と お り 地 方 公 務 員 災 害 補 償 基 金 理 事 長 か ら 通 知 が あ り ま し た の で お 知 ら せ し ま す 。

こ の 理 事 長 の 定 め る 率 に つ き ま し て 、 北 海 道 支 部 の 全 て の 団 体 に お い て は 、 普 通 補 償 経 理 が 対 象 と な り ま す 。

な お 、 負 担 金 率 ( メ リ ッ ト 団 体 を 除 く ) は 令 和 5 年 度 か ら 変 更 が あ り ま せ ん の で 留 意 願 い ま す 。

#### 記

当 該 年 度 の 給 与 の 総 額 に つ い て 、 前 々 年 度 の 決 算 に 計 上 さ れ た 給 与 の 総 額 に 理 事 長 が 定 め る 率 を 乗 じ て 得 た 額 に 比 べ て 大 幅 な 増 減 が 見 込 ま れ 、 理 事 長 が 定 め る 率 を 用 い る こ と に よ り 、 概 算 負 担 金 の 額 が 実 態 と 著 し く 乖 離 し て し ま う お そ れ の あ る 地 方 公 共 団 体 及 び 地 方 独 立 行 政 法 人 ( 地 方 独 立 行 政 法 人 法 第 2 条 第 1 項 に 規 定 す る 地 方 独 立 行 政 法 人 を い う 。 ) ( 以 下 「 地 方 公 共 団 体 等 」 と い う 。 ) に お い て 、 こ の 率 を 用 い ず 、 当 該 地 方 公 共 団 体 等 に つ い て 理 事 長 が 別 に 定 め る 率 を 用 い る 場 合 は 、 令 和 6 年 3 月 13 日 ( 水 ) ま で に 当 支 部 に 申 し 出 て く だ さ い 。

#### 【 理 事 長 協 議 が 必 要 な 例 】

- ・ 職 員 数 が 大 幅 に 変 更 に な り 、 給 与 総 額 が 前 々 年 度 と 大 き く 違 う 場 合

( 一 部 事 務 組 合 )

- ・ 兼 務 職 員 だ け に な り 、 一 部 事 務 組 合 会 計 か ら の 給 与 支 給 が 0 に な っ た 場 合 など

( 補 償 係 )